

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 不健全図書類の指定……………一
- ………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………一
- 平成二十七年年度地籍調査事業計画の変更……………一
- ………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………一
- 市街地再開発組合の設立認可……………一
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………三
- ………(同)……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………四
- ………(同)……………四
- 家畜人工授精師の登録……………五
- ………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………五
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(下水道局)……………五
- 平成二十七年三月三十日付東京都水道局管理規程第三十九号……………五

## 告示

●東京都告示第九百六十七号  
東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十七年六月十二日

東京都知事 外 添 要 一

### 図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行所等	指定理由
四一九一	雑誌	禁断家族の性告白 V 01.5 ○七三三〇一〇六 株式会社サンデー社	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四一九二	雑誌	ジュネットコミックス 250 ピラスシリーズ418 女装クロギアルママ男子 四七六五二一五二 株式会社マガジン・マガジン	同右

### ●東京都告示第九百六十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により定めた平成二十七年年度地籍調査事業計画を変更し、次のとおり調査地域を追加したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十七年六月十二日

東京都知事 外 添 要 一

調査を行う者 調査地 調査期間

杉並区 調査地 調査期間

杉並区阿佐谷北一丁目、阿佐谷北二丁目、阿佐谷北三丁目、阿佐谷北四丁目、阿佐谷北五丁目、阿佐谷北六丁目、高円寺北一丁目、高円寺北二丁目、高円寺北三丁目、高円寺北四丁目、高円寺南五丁目及び本天沼一丁目

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

### ●東京都告示第九百六十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき東池袋五丁目地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年六月十二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 組合の名称 東池袋五丁目地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十七年六月十二日から平成三十二年三月三十一日まで
- 三 施行地区 豊島区東池袋五丁目地内
- 四 事務所の所在地 豊島区東池袋四丁目三十番九号
- 五 設立認可の年月日 平成二十七年六月十二日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十七年七月十一日

●東京都告示第九百七十号

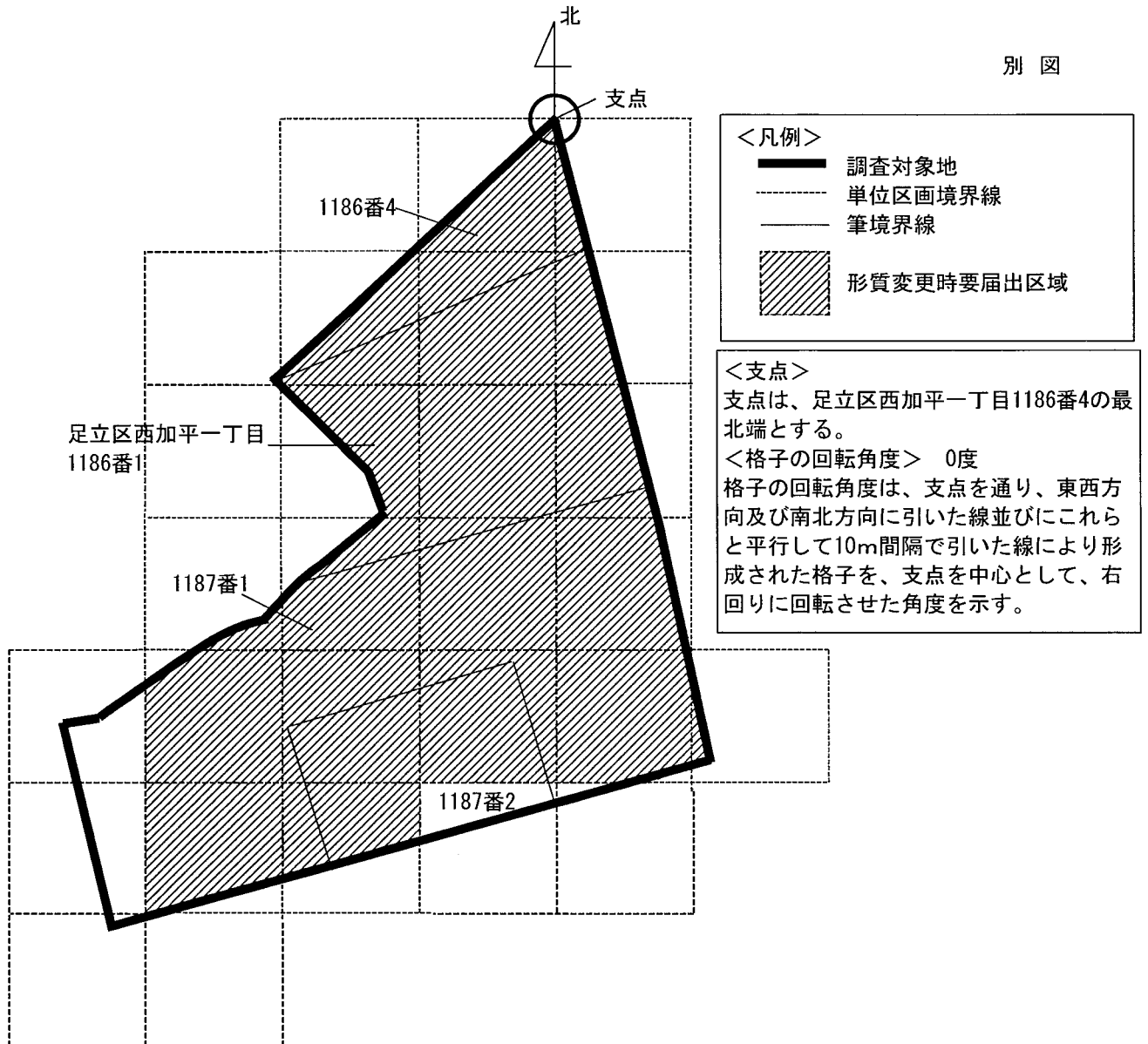
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区西加平一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



●東京都告示第九百七十一号

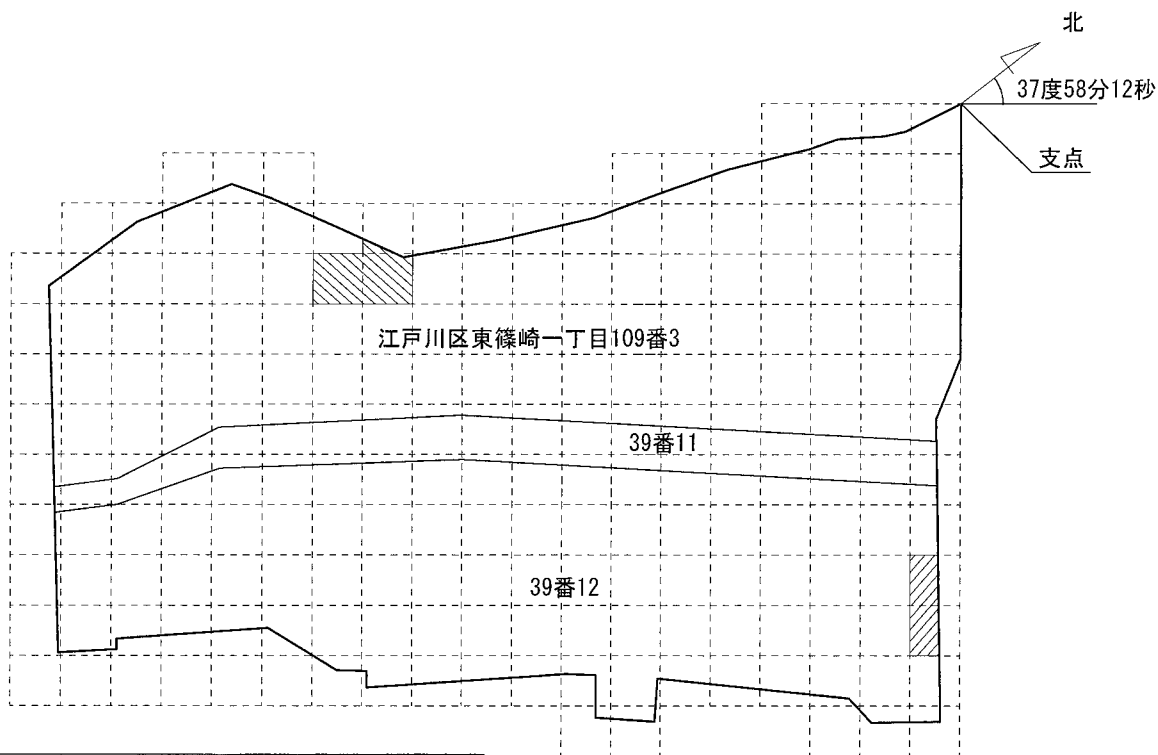
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条  
第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第二十七号  
により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第  
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次  
のとおり告示する。

平成二十七年六月十二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江戸川区東篠崎一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【支点】  
支点は、江戸川区東篠崎一丁目109番3の最北端とする。

【格子の回転角度 37度58分12秒】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

—	調査対象地
- - -	単位区画境界
—	筆境界
▨	指定を解除する区域
▩	形質変更時要届出区域

●東京都告示第九百七十二号

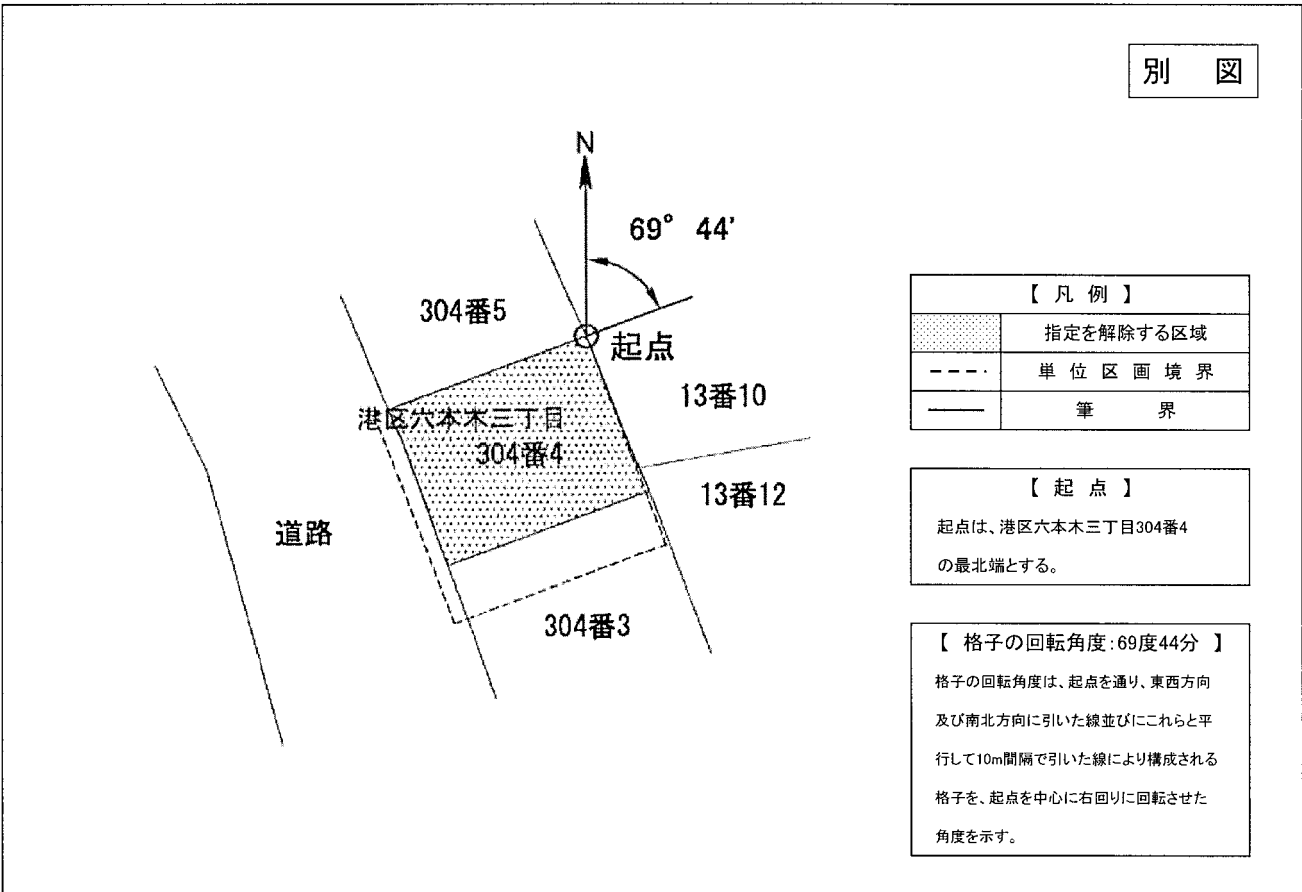
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十四年東京都告示第七百五十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区六本木三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



●東京都告示第九百七十三号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

平成二十七年六月十二日

東京都知事 舩 添 要 一

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別  
第七百九十八号 平成二十七年 練馬区向平柳 龍一 牛  
四月二十 山二丁目 家畜人工授精  
十六号 日 二十八番 の業務

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月十二日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年五月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人一次産業応援団
- 三 代表者の氏名  
廣沢 雅治

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田須田町一丁目五番地 東洋須田町ビル六階

五 定款に記載された目的

この法人は、一次産業の従事者に対して、安全で美味しい商品を生産して販売する為の技術と情報を提供し、一次産品の流通に携わる者、需要家たる飲食店を経営し又は運営する者並びに広く一般消費者に対して、これら安全で美味しい一次産品に関する情報を提供する事業を行うことによつて、一次産業の従事者と流通事業者及び消費者を繋ぎ、これらの活動を通じて、一次産業従事者の所得の安定と増大、一次産品の安定供給並びに食の安全の実現に寄与することを目的とすることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 And The Works

三 代表者の氏名

高中 利幸

四 主たる事務所の所在地

東京都港区白金五丁目十二番十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、各種関係機関、地域住民との連携を図りながら、就労および社会参加する機会の確保に対する事業を行い、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十七年六月十二日

東京都下水道局長 松 田 芳 和

一 指定した事業者

指定番号 商号又は 名称 代表者 事業所所在地  
五二六八 株式会社 塩原 雅人 練馬区東大泉六丁目  
メンテナ 一 七番二十号

五二六九 港オール 大澤 憲二 墨田区江東橋二丁目  
システム 株式会社 三番十一号

五二七〇 株式会社 明石美智男 大田区東矢口三丁目  
明石設備 工業 十七番二号 サンリ  
ットビル三〇五

二 指定年月日  
平成二十七年六月四日

正 誤

○平成二十七年三月三十日付東京都下水道局管理規程第三十

九号 ページ一段一行一 誤 一 正

増刊27 四 下 後から 一三 第十二条の二第 第十條の二第二

項

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002